

第1章 | 計画改定にあたって

第1節 計画改定の趣旨

本県では、昭和36年に策定された「宮崎県経済振興計画」において、本県の森林・林業・木材産業の指針となる「林業計画」が位置づけられて以来、平成3年に「第四次宮崎県林業振興長期計画」として独立した計画を策定し、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、これまで8次にわたり計画を策定してきました。

現在、令和3年3月に策定した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」を基本目標として、「多面的機能¹を持続的に発揮する豊かな森林づくり」「持続可能な林業・木材産業づくり」「森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり」の3つの基本方向に沿って施策を展開しているところです。

これまでの取組により、森林の有する多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりや適切な森林管理が推進されるとともに、大型製材工場や木質バイオマス²発電所の整備、林内路網や高性能林業機械³などの基盤整備が進められ、スギの素材生産量⁴が平成3年から連続で日本一となるなど、国内有数の国産材供給基地としての地位を築くことができました。

その一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲の低下、担い手の減少など様々な要因により、手入れの行き届かない森林や皆伐されたまま植栽されずに放置されている森林が増加するなど、森林資源の循環利用や森林の持つ公益的機能⁵の低下が懸念されており、本県が誇る豊かな森林資源を次の世代へしっかりと引き継いでいくためには、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めていくことが重要となっています。

このため、県では、全国に誇る本県の強みを生かした3つの「日本一挑戦プロジェクト」の一つとして「グリーン成長プロジェクト」を令和6年度から本格展開し、目標とする「再造林率日本一」に向けて、林業関係者や県民が一丸となって再造林⁶の課題に先導的に取り組む「宮崎モデル」の構築に取り組んでおり、令和6年7月には、県民一丸となって再造林を進める気運醸成を図るため、都道府県では全国初となる「宮崎県再造林推進条例」を施行しました。

将来にわたって本県の豊かな森林資源を次世代に引き継いでいくためには、全国トップクラスの生産基盤を活かした持続可能な林業を目指すとともに、合法木材⁷の流通促進に向けた取組や林業担い手対策をより強力に推進するなど、森林の適切な経営管理と本県林業の成長産業化へ向けた中長期的な方向性を検討する必要があります。

¹ 多面的機能：森林が持つ多面にわたる機能のことで、公益的機能（水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の維持及び継承、生物多様性の保全、地球温暖化の緩和等）と木材等生産機能を合わせたもの。

² 木質バイオマス：木材に由来する再生可能な有機性資源のこと。林地残材や製材工場残材、建設発生木材なども含まれ、これらは主に燃料として利用される。

³ 高性能林業機械：従来のチェーンソーや刈り払い機等の機械に比べて、作業の効率化や身体への負担の軽減等、性能が著しく高い機械（フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ等）の総称。

⁴ 素材生産量：林内又は山元土場において、素材（丸太）を生産する量。製材用、合板等用、木材チップ用の合計。

⁵ 公益的機能：森林が持つ多面的な機能のうち木材生産機能を除く機能のこと。生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止・土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能に分類される。

⁶ 再造林：人工林を伐採した跡地に行う人工造林。

⁷ 合法木材：伐採に当たって、原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材。

さらに、森林経営管理制度⁸の適切な運用及び森林環境譲与税⁹の有効活用を推進するとともに、スマート林業¹⁰の推進、生産・流通全体の効率化につながる技術革新など、林業イノベーション¹¹に向けた取組が重要となっています。

このような状況を踏まえ、木材需要構造の変化、林業担い手の動向など森林・林業を取り巻く新たな情勢の変化等を的確に反映させ「第八次宮崎県森林・林業長期計画」を改定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、本県の森林・林業・木材産業の目標とこれを達成するための方策を明らかにし、本県林政の基本方針となるものです。

また、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」第4条第1項の規定に基づく森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策の内容を有するものであり、宮崎県総合計画の分野別施策を具体化する部門別計画として位置づけられています。

第3節 計画期間

この改定計画は、令和8年度(2026年度)を初年度として、令和12年度(2030年度)を目標年度とする5か年を計画期間とします。

第4節 改定方法

この計画の改定にあたっては、宮崎県森林審議会に諮問し、計画改定に係る意見を聴くとともに、県民との意見交換会やパブリックコメント等の実施により広く県民の意見を聴取しました。

⁸ 森林経営管理制度：森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき、森林の適切な経営管理について森林所有者の責任を明確化するとともに、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、地域の林業経営者に再委託、あるいは市町村が直接管理を行うなど、適正な森林管理の推進を図る制度。当該法律は、令和7年5月に改正され、制度推進を担う市町村の事務負担の軽減や集積・集約化を進めるための新たな仕組みが措置された。

⁹ 森林環境譲与税：間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び森林整備の促進や森林整備を実施する市町村の支援等に要する費用として、私人工林面積、林業就業者数及び人口による基準により市町村及び都道府県に譲与される税。

¹⁰ スマート林業：地理空間情報やICT、ロボット等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産等を可能にする林業。

¹¹ 林業イノベーション：ICT等を活用した資源管理や生産管理、自動化機械の開発及び早生樹等の育種などの技術革新により、伐採・搬出、造林の省力化・軽労化を図り、安全で効率的な林業を目指すもの。